

長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 事業所指定に関する基準（第4条～第11条）
- 第3章 費用に関する基準（第12条～第18条）
- 第4章 介護予防訪問介護相当サービスに関する基準（第19条～第56条）
 - 第1節 基本指針
 - 第2節 人員に関する基準
 - 第3節 設備に関する基準
 - 第4節 運営に関する基準
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 第5章 介護予防通所介護相当サービスに関する基準（第57条～第73条）
 - 第1節 基本指針
 - 第2節 人員に関する基準
 - 第3節 設備に関する基準
 - 第4節 運営に関する基準
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 第6章 介護予防ケアマネジメントに関する基準（第74条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する事業のうち、指定事業所により実施する介護予防・生活支援サービス事業（以下、「第1号事業」という。）について必要なことを定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護予防・日常支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱

(平成18年6月9日老発第0609001号)及び実施要綱において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 第1号事業を行う者(以下、「第1号事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号事業者は、第1号事業を実施するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めなければならない。

3 第1号事業者は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団員」という。)が役員となっている法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

第2章 事業所指定に関する基準

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の指定を受けようとするものは、長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定申請書(別記様式第1号)に省令第140条の63の5第1項に定める事項が確認できる書類を添えて、事業開始予定日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(指定事業所の指定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、当該申請をした者について指定事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、指定事業者の決定を行うときは、当該申請をした者に長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業所通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

3 省令第140条の63の7の規定により、前項の規定による第1号事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年間とする。

(指定の拒否)

第6条 前条第1項に規定する指定事業所の指定を行うことにより、地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(指定事業所の基準)

第7条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第79号）の例による基準に相当する基準とする。

2 前項に規定する基準により実施する事業は、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメントとし、基準を緩和して実施する第1号事業の基準は別に定めるものとする。

(指定の更新)

第8条 法第115条の45の6第1項の更新を受けようとする者は、現に受けている指定の有効期間満了日の1月前までに長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第9条 指定事業所の指定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更事由が発生した日の翌日から起算して10日以内に、長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設の名称
- (2) 事業所・施設の所在地
- (3) 申請者の名称
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名、住所及び職名
- (6) 登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)
- (7) 事業所・施設の建物の構造、専用区画等
- (8) 事業所・施設の管理者の氏名及び住所
- (9) 運営規程
- (10) サービス費の請求に関する事項
- (11) その他

(事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の供与)

第10条 第1号事業者は、当該第1号事業の事業を廃止又は休止しようとするときは、

その廃止又は休止の日の1か月前までに、廃止・休止届出書（別記様式第5号）を市長へ届け出なければならない。

2 第1号事業者は前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前の1か月以内に当該第1号事業の提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き第1号事業に相当するサービス提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センターその他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 第1号事業者は、当該第1号事業を再開しようとするときは、その再開の1か月前までに、再開届出書（別記様式第6号）を市長へ届け出なければならない。

（事業者情報の公表及び提供）

第11条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、京都府、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 第4条の申請をした者、当該者の主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報

第3章 費用に関する基準

（第1号事業支給費等の額）

第12条 第1号事業に要する第1号事業支給費及び第1号介護予防支援事業費は、別表1に定める1単位の単価に別表2に規定するサービス単位数を乗じて算定するものとする。

(端数処理)

第13条 費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第14条 市長は対象者が第1号事業（指定事業者により実施するものに限る）を利用したときは、法第115条45の3第3項の規定により対象者に代わり指定事業者が第1号事業支給費を払うものとする。

2 前項に規定する費用の額は、第1号事業に要した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときには、当該第1号事業に要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

3 第1号被保険者である対象者であって、政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 第1号被保険者である対象者であって、政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(事務の委託)

第15条 市長は、法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、同法同条第6項の規定により京都府国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(支給限度額)

第16条 利用者に係る第1号事業支給費（指定事業者により実施するものに限る）の支給限度額の算定については、法第55条第1項の規定を準用する。

(利用料)

第17条 対象者が第1号事業（指定事業者により実施するものに限る）を利用した場合における利用料は、当該第1号事業のサービスに要した費用の額から第14条に規定する第1号事業支給費の額を控除した額とする。

(高額介護サービス費等相当額の支給)

第18条 市は利用者に対し、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の額に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給については、政令第29条の2の規定を準用する。

第4章 介護予防訪問介護相当サービスに関する基準

第1節 基本指針

(基本指針)

第19条 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活支援を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第20条 介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下、「介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。)が該当事業を行う事業所(以下「介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2の第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定値による。
- 4 前2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものでもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指

定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務を主として従事する者を1人以上配置している介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

6 介護予防訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第21条 介護予防訪問介護相当サービス事業所は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(専用区画)

第22条 介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定介護訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第23条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第41条に規定する重

要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電子通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文章を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

(提供拒否の禁止)

第24条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第25条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第26条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者(以下「要支援認定等」という。)であること及び要支援認定の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第27条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行えるように必要な援助を行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービス含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第28条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議(長岡京市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条第9項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第29条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第30条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメントを含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業所に依頼する旨を市町村に対して届け出る等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業所に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第31条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第32条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類)

第33条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を

携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第34条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第35条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号支給費用基準額から当該介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第36条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第37条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族で

ある利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第38条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護予防訪問介護相当サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第39条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第40条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 介護予防訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規定)

第41条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報の取扱い
- (8) その他運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第42条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第43条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第44条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第45条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第41条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。

（秘密保持等）

第46条 介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所

の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第47条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所についての広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第48条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービス利用をさせることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第49条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第50条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第51条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第52条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第53条 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問介護計画

(2) 第34条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

(3) 第38条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第49条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第51条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び介護予防訪問介護相当サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第54条 介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱い方針)

第55条 訪問介護員等の行う介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第19条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号の規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説

明を行うものとする。

- (8) 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービス提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第56条 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながらおこなわなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供にあたり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるように配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第5章 介護予防通所介護相当サービスに関する基準

第1節 基本指針

（基本指針）

第57条 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の身体機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維

持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第58条 介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者(以下「介護予防通所介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「介護予防通所介護相当サービス事業所という。」ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護を言う。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この節および次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては、1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該介護予防通所介護相当サ

サービス事業所において同時に介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の介護予防通所介護相当サービスの単位は、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所介護相当サービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、全各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条 介護予防通所介護相当サービス事業所は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(専用区画)

第60条 介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 前項ただし書きの場合(介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該介護予防通所介護相当サービス事業所に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業所等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことがをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第61条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号支給費用基準額から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に支払われる第1号事業費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規定)

第62条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員

(5) 介護予防通所介護相当サービス内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の実業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対応

(10) 個人情報の取扱い

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第63条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介

護相当サービスを提供できるよう、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第64条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他をやむを得ない事業がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第65条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第66条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第67条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、第61条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第68条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護計画

(2) 次条において準用する第34条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第38条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第49条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第51条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び介護予防通所介護相当サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第69条 第23条から第32条まで、第34条、第36条、第38条、第39条、第45条から第49条の2まで、第52条から第56条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第70条 介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、常に利用者の運動器の機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用

者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第71条 介護予防通所介護相当サービスの方針は、第57条に規定する基本指針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

(3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介助技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービス提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業所に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しななければならない。
- (11) 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第72条 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第73条 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよ、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合に、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6章 介護予防ケアマネジメントに関する基準

(基準)

第74条 介護予防ケアマネジメントに係る基準は、長岡京市指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年3月30日条例第16号)及び地域支援事業実施要綱に規定する基準とする。

2 介護予防ケアマネジメントBに係る基準は、前項に関する基準のうち、サービス担当者会議を省略でき、モニタリングの開催頻度は少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して6月に1回及びサービスの評価期間が終了する月に実施すること。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第 4 条に規定する指定の申請手続その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 長岡京市介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準要綱(平成 29 年 4 月 1 日施行)は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 この要綱の施行日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、別表 2 に規定する事項のうち、訪問型サービスⅠからⅢ、通所型サービスⅠ及びⅡ並びに介護予防ケアマネジメント A 及び B については、それぞれの所定単位数の 1000 分の 1001 に相当する単位数を算定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 1 2 条関係)

訪問型サービス	1 0 . 4 2 円/単位
通所型サービス	1 0 . 2 7 円/単位
介護予防ケアマネジメント	1 0 . 4 2 円/単位

別表 2（第 12 条関係）

長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントを行った際の費用はそれぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、令和 4 年 4 月 14 日厚生労働省告示第 161 号による改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号）に準ずるものとする。

	サービス種別	単位数
介護 予防 訪問 介護 相当 サービス (注 1)	訪問型サービスⅠ	1, 176
	訪問型サービスⅡ	2, 349
	訪問型サービスⅢ	3, 727
	初回加算	200
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000
防 介 通 護 所 予	通所型サービスⅠ(入浴有・送迎有)	1, 672
	通所型サービスⅠ(入浴無・送迎有)	1, 492

通所型サービスⅠ（入浴有・送迎無）	1, 296	
通所型サービスⅠ（入浴無・送迎無）	1, 116	
通所型サービスⅡ（入浴有・送迎有）	3, 428	
通所型サービスⅡ（入浴無・送迎有）	3, 068	
通所型サービスⅡ（入浴有・送迎無）	2, 676	
通所型サービスⅡ（入浴無・送迎無）	2, 316	
通所型サービスⅠ回数（入浴有・送迎有）	384×回数（1月の中で3回まで）	
通所型サービスⅠ回数（入浴無・送迎有）	342×回数（1月の中で3回まで）	
通所型サービスⅠ回数（入浴有・送迎無）	297×回数（1月の中で3回まで）	
通所型サービスⅠ回数（入浴無・送迎無）	256×回数（1月の中で3回まで）	
通所型サービスⅡ回数（入浴有・送迎有）	395×回数（1月の中で7回まで）	
通所型サービスⅡ回数（入浴無・送迎有）	353×回数（1月の中で7回まで）	
通所型サービスⅡ回数（入浴有・送迎無）	308×回数（1月の中で7回まで）	
通所型サービスⅡ回数（入浴無・送迎無）	266×回数（1月の中で7回まで）	
生活機能向上グループ加算	100	
運動器機能向上加算	225	
若年性認知症利用者受入加算	240	
栄養アセスメント加算	50	
栄養改善加算	200	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480	
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700	
事業所評価加算	120	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88
	事業対象者・要支援2	176
サービス提供強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72
	事業対象者・要支援2	144
サービス提供強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24
	事業対象者・要支援2	48

	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5
	科学的介護推進体制加算	40
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の59/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の43/1000
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の23/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の12/1000
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の10/1000
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000
ネ ジ メ ン ト	介護予防ケアマネジメントA	438
	初回加算	300
	委託連携加算	300
	介護予防ケアマネジメントB	219

<介護予防訪問介護相当サービス>

（注1）

- 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービスは、算定しない。
- 5 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

訪問型サービスⅠ

介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

訪問型サービスⅡ

介護予防サービス計画において、1週に2回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

訪問型サービスⅢ

介護予防サービス計画において、訪問型サービスⅡに掲げる回数を超える指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

初回加算

新規に介護予防サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該

病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準(「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。)に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

介護職員等特定処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準(「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。)に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長

に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

介護職員等ベースアップ等支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準（「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。）適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。算定に当たっては、介護職員処遇改善（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

<介護予防通所介護相当サービス>

（注2）

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省令第35号）に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従事者が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号ニ）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防到底施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴有・送迎無で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者

通所型サービスⅡ（入浴無・送迎無）

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴無・送迎無で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者

通所型サービスⅠ回数（入浴有・送迎有）

介護予防サービス計画において、入浴有・送迎有で週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月3回まで算定可能。

通所型サービスⅠ回数（入浴無・送迎有）

介護予防サービス計画において、入浴無・送迎有で週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月3回まで算定可能。

通所型サービスⅠ回数（入浴有・送迎無）

介護予防サービス計画において、入浴有・送迎無で週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月3回まで算定可能。

通所型サービスⅠ回数（入浴無・送迎無）

介護予防サービス計画において、入浴無・送迎無で週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月3回まで算定可能。

通所型サービスⅡ回数（入浴有・送迎有）

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴有・送迎有で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月7回まで算定可能。

通所型サービスⅡ回数（入浴無・送迎有）

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴無・送迎有で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月7回まで算定可能。

通所型サービスⅡ回数（入浴有・送迎無）

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴有・送迎無で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月7回まで算定可能。

通所型サービスⅡ回数（入浴無・送迎無）

事業対象者又は要支援2で介護予防サービス計画において、入浴無・送迎無で週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者。1月7回まで算定可能。

生活機能向上グループ加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的とした共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施された日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中の利用者に対し運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護相当サービス事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。

ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

運動器機能向上加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定の単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器向上サービスを行っている。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市町村長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

栄養アセスメント加算

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

栄養改善加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業者の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとに栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

口腔機能向上加算

次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。

(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

選択的サービス複数実施加算

次に掲げる別にイ又はロの基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下この注において「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。
- (2) 利用者が指定介護通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
- (3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
- (2) イ(2)及び(3)の基準に適合すること。

事業所評価加算

次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を算定する。

イ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ロ 選択的サービスを行っていること。

サービス提供強化加算

次に掲げるイ、ロ又はハの基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

生活機能向上連携加算

次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の

評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては3月に1回を限度として1月につき、ロについては1月につき、所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること

- (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、この注において「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること

- (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

口腔・栄養スクリーニング加算

次に掲げるイ又はハの基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者が口腔の健康状態の低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当している介護支援専門員に提供していること。
- (3) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。
- (4) 算定日が属する月が、次のいずれにも該当していないこと
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること
 - (二) 当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合していること。

- (1) 次のいずれにも適合すること
 - (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(2) 次のいずれにも適合すること

(一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。

(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて介護予防通所介護計画を見直すなど、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準（「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。）に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は所定単位数を加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しなし。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

介護職員等特定処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準（「令和4年6月21日老発0621第1号」で定める基準をいう。）に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所

介護相当サービスを行った場合は所定単位数を加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇加算（Ⅰ）の算定に当たっては、サービス提供体制加算（Ⅰ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

当該加算については、第 16 条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

介護職員等ベースアップ等支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準（「令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号」で定める基準をいう。）適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数に加算する。算定に当たっては、介護職員処遇改善（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

<介護予防ケアマネジメント>

介護予防ケアマネジメント A

利用者に対して、原則的な介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

初回加算

指定介護予防支援事業所において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

委託連携加算

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

介護予防ケアマネジメント B

利用者に対して、簡略化した介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。